

資料 2

献血者確保パンフレット作成等業務

業務仕様書

令和 7 年 3 月

岩手県保健福祉部

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「献血者確保パンフレット作成等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとするもの（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものです。

1 本業務の目的

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）の規定に基づき、都道府県の責務として、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるために必要な措置を講じるため、複数回献血者の確保等を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

献血者確保パンフレット作成等業務

(2) 委託期間及び予算額

ア 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、計画的な事業実施の観点から、献血者確保パンフレットの企画・作成に関する委託期間については、契約締結の日から令和 7 年 10 月 15 日までとする。

イ 予算額

2,000 千円（税込）

(3) 業務内容

ア 献血者確保に関するパンフレットの企画・作成

詳細は、別紙 1 のとおり。

イ 自由提案

アのほか、各メディアでの効果的な広報、パンフレットの配布先等、本業務の目的を達成するための企画について、予算額の範囲内で提案すること。

(4) パンフレット等作成に当たっての基本的な考え方

ア 本業務は、パンフレット等作成の目的の達成に向けて、民間の専門能力を活用していくことが不可欠であることから、編集業務を含めた作成を委託するものであること。

イ パンフレットには、以下の内容を盛り込むこと。

(ア) 献血制度への理解と献血協力の機運の醸成を図るもの（例：「献血制度及び現状」、「献血普及の取り組み」、「インタビュー記事」等）。なお、特に 10

代から30代の献血率が低い現状について検討を行い、それに対応した内容であることが望ましいこと。

(イ) 複数回献血の必要性や献血の社会貢献を想起させ、既存の献血協力者だけでなく、献血未経験者にも継続的な献血協力を訴求するもの。

(ウ) ラブラッドアプリを周知するもの。

ウ アの観点から、みやすさ、わかりやすさに十分配慮した構成とし、ビジュアル(写真やイラスト)を多く取り入れ、平易な文章表現に努めること。

(5) 本業務の遂行に必要な資料の提供

ア 県は、受託者の求めがあった場合には、パンフレット等作成の目的達成に必要な範囲内において、必要な資料の提供を行うものとする。

イ 受託者は、アにより提供を受けた資料等を本業務の遂行においてのみ使用し、使用後、遅滞なく返却するものとする。

(6) 資料の収集及び取材

受託者は、本業務の遂行に必要な(5)によらない写真等資料の収集、写真撮影及び取材を行うものとする。

(7) 企画提案に当たっての基本的な考え方

参加者は、〔別紙1〕及び〔別紙2〕を基本に、「1 本業務の目的」及び「2(4)パンフレット等作成に当たっての基本的考え方」に掲げる事項の達成に向けて、参加者が必要と考える企画内容を組み合わせ、具体的な紙面構成の提案を行うこと。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)再委託等の制限イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置請求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 県は、上記「(1)再委託等の制限イ」による受託者から委託を受けた者で本業

務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

イ 受注者は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

ロ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ハ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

ニ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。

また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

ホ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

ヘ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

ト 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。

〔別紙1〕

献血者確保パンフレット作成等業務仕様等

1 名称	「複数回献血者等募集パンフレット」(仮) (タイトルの提案含む)
2 発行名義	企画・発行：岩手県 編集・印刷：受託者
3 業務内容	<p>パンフレット等の編集に関する次に掲げる事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係機関との打合せ及び確認調整 (2) 企画構成 (3) デザインの実施 (4) 割り付け・校正・その他編集 (5) 資料の収集・写真撮影・取材・執筆(補足作業が必要な内容について) (6) 印刷物及びホームページ公開用データ(PDF等)等の作成 (7) (6)の納品 <p>なお、本業務の実施に当たり、迅速に対応できる要因及び体制を確保すること。</p>
4 規格等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 版型 A4版 (2) 頁数 8頁程度 (3) 色彩カラー(写真・イラストを含む) (4) 印刷物(パンフレット) 50,000部
5 基本的構成と内容	<p>基本的構成事項は、次のとおり。</p> <p>ただし、受託者の企画提案により、構成及び掲載項目の一部を変更又は、内容の追加をすることができる。</p> <p>複数回献血者等募集パンフレット(仮)</p> <p>パンフレットの内容は、以下の(1)から(4)に示すもののように、献血への理解と献血協力の機運の情勢を図るものとする。特に10代から30代の献血率が低い現状について検討を行い、それに対応した内容であることが望ましいこと。</p> <p>また、複数回献血の必要性や献血の社会貢献を想起させ、既存の献血協力者だけでなく、献血未経験者にも継続的な献血協力を訴求しつつ、ラブラッドアプリを周知する内容を含むものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 献血制度及び現状 <ul style="list-style-type: none"> ・ 献血制度の説明、年代別献血者の状況、血液製剤の使用実態等の掲載、若年層における献血目標等 (2) 献血普及の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村、岩手県赤十字血液センター、学生ボランティア

	<p>等の献血普及の取り組みの掲載等</p> <p>(3) ラブラッドの紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ラブラッドアプリの機能紹介 <p>(4) 献血協力者等へのインタビュー記事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インタビュー記事を提案する際は、想定する取材先及びインタビューの狙いを企画書に記載すること。
6 資料等の収集	<p>(1) 県は、パンフレット等発行の目的達成に必要な範囲内において、県が保有する必要な資料等の提供を行う。</p> <p>(2) 受託者は、補足作業が必要な内容について、資料の収集・写真撮影・取材・執筆を行うものとする。</p> <p>(3) 成果品は、その後インターネット上で原則公開することから、取材の相手先に係る肖像権の関係について、取材時に了承を得ること。</p>
7 業務行程	[別紙2] のとおり
8 成果物	<p>本業務による成果物は、印刷物（パンフレット）及びホームページ公開用データ（PDF 等）</p> <p>なお、納品先は契約締結後別途協議することとする。</p>

〔別紙2〕

献血者確保パンフレット作成等業務
工程表（予定）

月日	主な作業内容
令和7年 5月下旬	契約締結
5月下旬～6月上旬	パンフレット企画・構成打合せ
6月中旬～ 8月上旬	資料収集・写真撮影・取材は随時 (※詳細については、県と受託者が協議のうえ決定するものとする。)
8月中旬	パンフレット編集・校正
9月中旬	パンフレット校了
10月15日(水)	パンフレット納入期限

※自由提案に関する委託期間は契約締結の日から令和8年3月31日まで。